

## 二 次 選 定 提 案 書 作 成 要 領

1. 提案書は下表に掲げる書類について作成する。

提 案 書 の 書 類	様 式	用紙の 大きさ	提出	
			正(1部)	写(5部)
提案書表紙	様式 6-1号	A4判	○	×
業務の実施方針	様式 6-2号	A4判	○	○
施設への提案書	様式 7号	A3判 横2枚	○	○
二次選定用 提案書作成チェックリスト	様式 9号	A4判	○	×

提出書類	様式	留意事項
価格提案書	様式 10号	本業務に提案される価格を記載すること。

(注):「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室公募型プロポーザル方式説明書」の「14. その他(7)、(8)」の記載事項を十分考慮して価格提案すること。

2. 用紙の大きさは、上表に掲げるとおりとし、左端をホチキス仮とじとする。
3. 本様式に示された記載事項以外の内容(特定の社と判別できる文章、記号、ふちどり等を含む。)を記載しないこと。但し、様式6-1号を除く。  
各項目の記入に当たっては、各欄に記載のある【記載上の注意】に留意すること。
4. 施設への提案書の作成及び記載上の留意事項(様式6-1、6-2、7、9号)
  - ①提案書(様式6-1、6-2号)
    - ・ 日付は書類を持参する日とすること。
    - ・ 担当者の記載欄については全て記載すること(Eメールアドレス必須)
    - ・ 本チーム構成の特徴、本業務のチーム構成、関連する建設業者または製造業者について記載すること。
  - ②施設への提案書(様式7号)
    - ・ 提案を求める課題に対して記入すること。
    - ・ 用紙は、横使いとする。
    - ・ レイアウト、着色は自由とする。
    - ・ 文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図は使用してもよい。ただし、提案書の評価にあたっては、文書により表現された内容を評価することが基本であり、説明文の補足(文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図)と認められない視覚的表現又はその部分については評価対象とならない。また、視覚的表現の許容範囲は、2ページから6ページによる。
5. 提出部数は正1部、写し5部(ただし、正が着色されている部分は、カラーコピーとすること。)とし写しの5部は「業務の実施方針(様式6-2号)」及び「業務への提案書(様式7号)」のみとする。

## (別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

## 1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

## 2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

## 【許容しない表現の例】

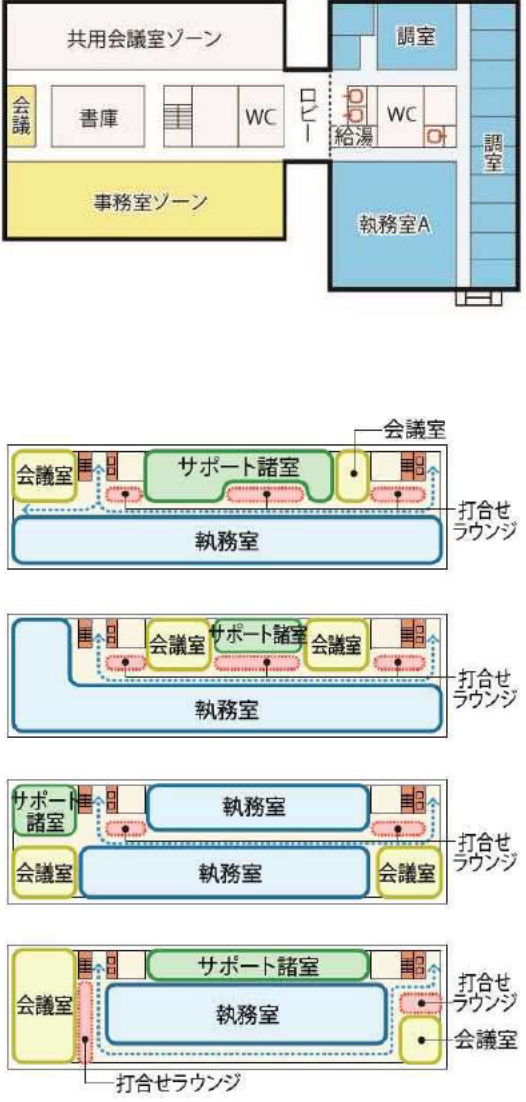

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

3 許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
 <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

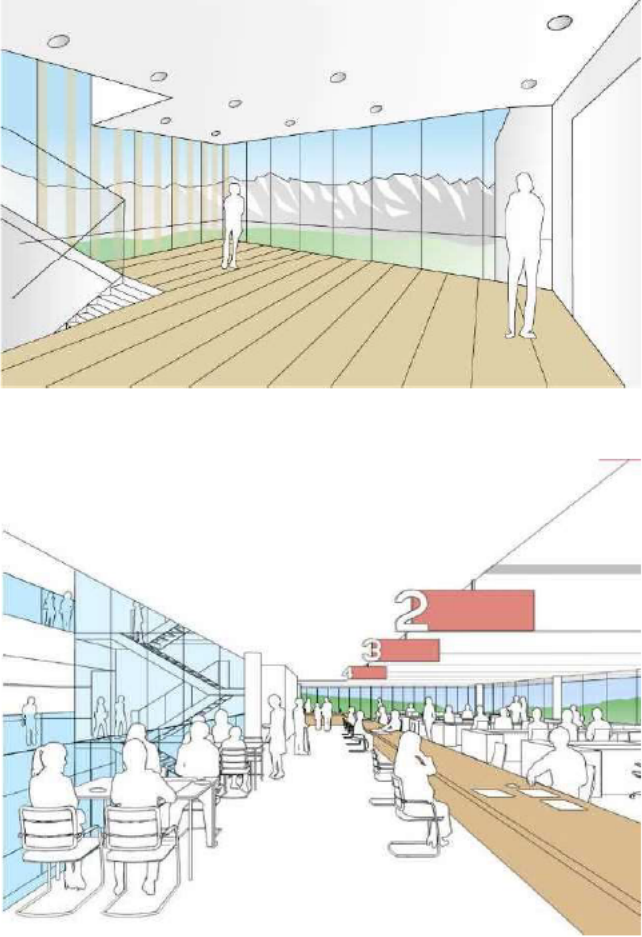
(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>





(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>